

# 井原雇用開発協会 会則

## 第1章 総 則

(名称および事務所)

第1条 この協会は、井原雇用開発協会と称し、事務所を井原商工会議所内に置く。

(目 的)

第2条 協会は、井原地区産業界における中高年齢者の雇用の安定、新規学卒労働力の確保等に関する事業を行い、井原地区産業の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 雇用問題に関する調査研究
- (2) 雇用問題に関する情報の収集および提供ならびに事業主の啓発
- (3) 高年齢者等に対する雇用問題の相談・援助
- (4) 新規学卒者等若年労働力の確保および定着に関する事業
- (5) 大卒者等に対する地区内就職促進
- (6) 雇用問題に関する広報活動の推進
- (7) 労働行政に対する提言と協力
- (8) その他協会の目的達成に必要な事業

## 第2章 組 織

(会 員)

第4条 協会は、井原地区内に事業所を有する事業主または事業主の団体であって、協会の趣旨に賛同するものをもって会員とする。

(入会および退会)

第5条 協会に入会するとき、または協会を退会するときは、それぞれ文書をもって会長に届け出なければならない。

## 第3章 役 員 等

(役員の種類および選任)

第6条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 会 計 1名
- (5) 監 事 2名

2. 会長、副会長、理事および監事は、総会において会員の中から選任し、会計は会長が選任する。

(役員職務)

第7条 会長は、協会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
3. 理事は、理事会を構成し、会務について審議し、会務を運営する。
4. 会計は、会計事務に従事する。
5. 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は、再任を妨げない。

(顧問および参与)

第9条 協会に、顧問および参与を置くことができる。

2. 顧問および参与は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3. 顧問および参与は、会長の諮問に応じ、または会議に出席して意見を述べるができる。

## 第4章 会 議

(種別および開催)

第10条 協会の会議は、総会および理事会とする。

2. 総会は、年1回会長がこれを招集する。ただし、会員の半数以上が総会の招集を要求した場合は、会長はこれを招集しなければならない。

3. 理事会は、会長が必要と認めるとき、これを召集する。

4. 会議は、その構成員の半数以上が出席しなければ成立しない。

5. 会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(権 能)

第11条 総会は、次の事項を審議、決定する。

(1) 予算、決算および事業計画に関すること。

(2) 役員を選任に関すること。

(3) 会則の制定、改廃に関すること。

(4) その他理事会において必要と認める事項。

(理 事 会)

第12条 理事会は、次の事項を審議、決定する。

(1) 協会の運営に関すること。

(2) 総会に提出する議案。

(3) その他会長が必要と認める事項。

2. 理事会は、必要により監事の出席を求めることができる。

## 第5章 会 計

(経費の支弁)

第13条 協会の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもってあてる。

(会 費)

第14条 会費の額および賦課、徴収の方法は、総会において決定する。

(会計年度)

第15条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 附 則

1. この会則は、昭和61年6月20日から施行する。